

広島県告示第百八十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定によって、安芸津港に係る港湾隣接地域の変更に關する公聴会を次のとおり開催する。

平成二十一年二月二十六日

安芸津港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 期日

平成二十一年三月十一日 午後二時

二 場所

東広島市安芸津町三津四三九八番地

東広島市安芸津支所会議室

三 変更しようとする地域

安芸津港風早地区（昭和四十六年広島県告示第千九十四号）

東広島市安芸津町風早六四七番から東広島市安芸津町風早一〇九八番までの地域

平成十年一月八日広島県告示第二十七号で指定した安芸津港に係る港湾隣接地域

東広島市安芸津町風早二八五〇番から東広島市安芸津町木谷四一三二番までの地域

安芸津港木谷地区（昭和四十六年広島県告示第千九十四号）

東広島市安芸津町木谷四一三二番から東広島市安芸津町木谷一六二五番までの地域